

平成 27 年度宅地建物取引士資格試験について

さる 6 月 25 日に公布された宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が 10 月 1 日に公布され、同法の施行日が平成 27 年 4 月 1 日となりました。

これにより、宅地建物取引主任者資格試験は、「宅地建物取引士資格試験」に名称変更されることとなり、平成 27 年度に第 1 回の「宅地建物取引士資格試験」が実施される予定となっています。

なお、登録講習修了者につきましては、新しい名称の試験になった後も、登録講習修了試験に合格した日から 3 年以内に行われる試験の一部が免除されます。